

北多摩北部薬剤耐性問題検討部会会則

平成 30 年 9 月 12 日決定

(総則)

第 1 条 この会則は、北多摩北部病病連携会議規約第 7 条第 3 項の規定に基づき設置された、北多摩北部薬剤耐性問題検討部会（以下「本部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的及び事業)

第 2 条 本部会は、北多摩北部圏域の薬剤耐性関連の諸問題に取り組み、地域住民を薬剤耐性の脅威から守ることを目的とする。

2 本部会は、その目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 部会の開催
- (2) 薬剤耐性菌検出情報提供書の運用
- (3) 医療提供者及び地域住民への薬剤耐性問題の教育・啓発活動
- (4) その他本部会の目的達成に必要な事業

3 本部会の会議は、原則として年 1 回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

(構成員及び組織)

第 3 条 本部会の構成員等は、次のとおりとする。

- (1) 北多摩北部病病連携会議の会員病院の感染対策担当者及び地域連携担当職員とする。
- (2) 多摩小平保健所職員等、北多摩北部圏域の医療提供者をオブザーバーとすることができる。

2 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長

3 本部会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等あるときは、職務を代行する。

4 本部会を円滑に運営するため、必要に応じて、ワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第 4 条 本部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、部会長のもとに第 2 条第 2 項に係る事務及び薬剤耐性菌検出情報提供書の管理など、部会の運営に必要な諸事務を行う。

3 本部会の事務局は、公立昭和病院地域連携部及び感染管理部が連携して行う。

付 則

この会則は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。

北多摩北部薬剤耐性問題検討部会役員

部 会 長	大田 健	(複十字病院 病院長)
副 部会長	酒井 雅司	(緑風荘病院 病院長)
事 務 局	金井 弘子	(公立昭和病院 地域医療連携室)
	谷山 大輔	(公立昭和病院 感染症科・感染管理部)
	一ノ瀬直樹	(公立昭和病院 感染管理部)